

平成20年4月1日から医療の助成制度が変わります

特別医療費助成制度は、乳幼児や重度の障がいを持つ方が医療機関を利用した時、自己負担額が助成される制度です。平成20年4月1日から、鳥取県特別医療費助成制度の変更されるのに伴って、南部町の医療費助成制度も変更となります。

鳥取県特別医療費助成制度の変更点

助成の対象者が変わります

一部負担の割合が変わります

小児特別医療費助成

○対象者の拡大

小児の通院助成が、今までの5歳未満から小学校就学前までに拡大されます。

小児特別医療費助成

特定疾病特別医療費助成

ひとり親家庭特別医療費助成

○入院の負担上限額の導入

対象者が低所得者世帯の場合、入院時の月額負担上限額1万8千円が設けられ、上限額を超えた金額が助成されます。

重度障がい者特別医療費助成

○所得制限額の見直し

身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障がい者手帳1級のいずれかに当てはまる本人の所得が、159万5千円未満（扶養親族がいない場合。扶養親族の人数によって額が変わります）の人が対象となります。所得が基準額を超える方は助成対象外となります。

重度障がい者特別医療費助成

○一部負担金の引き上げ

所得に応じて、月額上限額まで1割負担が必要になります。ただし、町県民税非課税世帯の方はこれまでどおり無料です。

南部町単独医療費助成制度の変更点

助成の対象者が変わります

障がい者医療費助成

○所得制限額の見直し

身体障がい者手帳3・4級、療育手帳B判定、精神障がい者手帳2級のいずれかに当てはまる本人の所得が、159万5千円未満（扶養親族がいない場合。扶養親族の人数によって額が変わります）の人が対象となります。所得が基準額を超える方は助成対象外となります。

一部負担の割合が変わります

ひとり親家庭医療費助成

○一部負担金の引き上げ

これまで、対象者が所得税課税

鳥取県特別医療費助成制度 (■は平成20年4月以降変更となった部分)

区分	所得制限	対象者の範囲と条件	自己負担割合と月額負担上限額 ※1医療機関あたり
小児	所得制限なし	小学校就学前まで	1 医療機関ごとに 入院 1,200円/日 (18,000円/月) 通院 530円/日
特定疾病	所得制限なし	20歳未満で特定疾病の治療が必要と医師が認めた場合 (一部20歳以上)	月5回目以降は無料 () 内は低所得世帯の場合
ひとり親家庭	所得税非課税世帯	ひとり親家庭の18歳未満の子どもとその扶養者	一部負担金0円
身体障がい者手帳1・2級 療育手帳A判定 精神障がい者手帳1級等	本人所得が159万5千円未満 ※ 扶養親族がいない場合	①町県民税非課税世帯	1 割負担 (上限額まで)、 薬局は無料 入院 5,000円/月 通院 1,000円/月
		②町県民税課税世帯 本人が町県民税非課税	1 割負担 (上限額まで)、 薬局は無料 入院 10,000円/月 通院 2,000円/月
		①、②以外	

南部町単独医療費助成制度 (■は平成20年4月以降変更となった部分)

区分	所得制限	対象者の範囲と条件	自己負担割合と月額負担上限額 ※1医療機関あたり
小児	鳥取県特別医療費助成制度へ移行されます		
ひとり親家庭	児童扶養手当の所得限度までの世帯	ひとり親家庭の18歳未満の子どもとその扶養者	自己負担額から、鳥取県ひとり親家庭特別医療費助成の一部負担金を控除した後の1/2を助成
身体障がい者手帳3・4級 療育手帳B判定 精神障がい者手帳2級	本人所得が159万5千円未満 ※ 扶養親族がいない場合	70歳未満の方	自己負担額から、所得に応じて、鳥取県重度障がい者特別医療費助成の一部負担金を控除した後の1/2を助成

医療費助成の対象となる全ての方へ

自立支援医療の申請を行ってください

自立支援医療の対象となっている方は申請をしないと、特別医療を利用しても窓口負担が高くなる場合がありますので、必ず自立支援医療の申請を行ってください。

食事療養費の負担が必要になります

これまで、「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の交付を受けた方は、入院時の食事療養費（食材料費）が助成されていましたが、平成20年4月からは負担が必要となります。

対象となる方は申請をお願いします

医療費助成の対象となる人には平成20年3月中に、健康福祉課から通知が送られます。医療費助成を受けるには申請が必要です。通知を受け取った方は、役場で申請を行ってください。

お問い合わせ先

健康福祉課

TEL 0859・66・5522